

# 令和 8 年度 横浜市商店街支援事業ガイド

## 1 商店街に向けた支援

- 商店街プレミアム付商品券支援事業 . . . . . 1
- 商店街にぎわい促進事業 . . . . . 4
- 補助金を適正に活用していただくために . . . . . 7
- 商店街原動力強化支援事業 . . . . . 8
- 商店街活性化イベント助成事業 . . . . . 10
- 安全・安心な商店街づくり事業 . . . . . 11
- 商店街が行う施設整備等への支援 . . . . . 12

## 2 開業者・事業者の方に向けた支援

- 商店街空き店舗開業支援事業 . . . . . 16
- 小規模事業者店舗改修助成事業 . . . . . 18

## 3 その他ご案内

- 商店街の情報発信 . . . . . 20
- 商店街街路灯へのバナーフラッグ掲出について . 21
- 行政機関等の紹介 . . . . . 22
- 横浜市経済局商業振興課のご案内 . . . . . 23

横浜市経済局商業振興課

〒231-0005

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

電話：045-671-3488 FAX：045-664-9533

✉ ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp



横浜市ウェブサイトの  
商店街向けお知らせページ

横浜市 商業振興

検索



# 商店街の活性化に向けて

商店街は、身近な買い物の場であるだけでなく、イベントなどを通じた販わいの創出、街路灯の維持管理やパトロールといった地域の防犯などに取り組む、地域コミュニティの担い手としてなくてはならない存在です。

平成27年4月1日「横浜市商店街の活性化に関する条例」が施行されました。商店街の現状は、売上・来街者の減少、経営者の高齢化などで、店舗数の減少が続き、厳しい状況にあります。横浜市・事業者・商店会・関係団体・大型店・市民の皆様がそれぞれの役割を認識し、一体となって商店街の活性化を進めましょう。

## 条例の目的

この条例は、商店街の活性化についての基本理念を定め、商店街を取り巻く関係者の責務を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることにより、商店街の活性化に関する施策を総合的に推進し、地域経済及び地域コミュニティの発展に寄与することを目的としています。

## 基本理念

商店街の活性化は、横浜市、事業者、商店会、関係団体及び大型店が、それぞれの責務を認識し、お互いに連携を図りながら、市民の理解と協力を得て推進していくものです。



商店街は、身近な買い物の場であるとともに、様々な取組により、地域を活性化させていく。



**Shopping**  
身近な買い物の場



**Event & Community**  
販わいの創出・ふれあいの場



お祭りやイベントの開催で地域に販わいが生まれ、地域住民のふれあいの場にもなっています。

# それぞれの役割

## 横浜市 の責務

横浜市は、事業者、商店会、関係団体の活動を積極的に支援し、市民、事業者、商店会、関係団体及び大型店と協働して、商店街の活性化のために必要な施策を総合的に推進します。

## 事業者 の責務

商店街における事業者間で協力するとともに、商店街の活性化を図るため、商店会組織への加入に努めましょう。また、商店会が行う事業に積極的に参加・協力しましょう。

## 商店会 の責務

商店街が地域のにぎわいと交流の場となるよう、市民や様々な団体と連携を図りながら、自ら発意し、商店街の活性化に努めましょう。また、消費者の利便性の向上を図るとともに、地域社会への貢献に努めましょう。



## 関係団体 の責務

商店街の活性化に必要な情報の収集と提供に努めましょう。また、商店街活性化に関する事業について、市、商店会と連携して取り組みましょう。



## 大型店 の責務

大型店が立地する地域の商店会組織に加入し、市、事業者、商店会等が実施する商店街活性化に関する事業に積極的に参加・協力しましょう。

## 市民 の協力

地域の発展と市民生活の向上に寄与している商店街の役割について理解を深め、市、事業者、商店会等が実施する商店街活性化に関する事業に積極的に参加・協力しましょう。



コミュニティの担い手としての役割を果たす、市民生活に欠かせない存在です。

Community

賑わいの場



Security

地域に安全・安心を提供



街路灯やアーケードの整備・維持管理、防犯パトロールの実施など、地域の安全に貢献しています。



# はじめに

日頃より地域経済および地域コミュニティの発展に寄与していただき、お礼申し上げます。

昨年度は、多くの商店会に補助金をご活用いただきました。特に「商店街プレミアム付商品券支援事業」は約 45 件、「商店街にぎわい促進事業」は約 140 件の申請がありました。職員が現地視察に伺った際の様子や実績報告書から、皆様方が大変努力をして地域のために活動して下さっているのを、身にしみて感じております。

令和 8 年度については、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、「商店街プレミアム付商品券支援事業」の予算を 1 億円ほど拡張し 3 億 7,500 万円としました。また、区商連での実施もしやすいよう制度を変更いたしました。多くの市民の皆様届けられるよう、是非ご実施ください。

「商店街にぎわい促進事業」については、予算額 1,000 万円のサーキュラーエコノミー枠をご用意しました。「GREEN×EXPO 2027」の開催に向け、横浜市全体で脱炭素の機運醸成を高めていきたいと考えており、商店会の皆様にも是非ご協力いただきますようお願い申し上げます。

地域の活性化に向けた商店会の取り組みがますます発展されますよう、引き続き支援してまいります。今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

商業振興課一同

## ◆市内商店会向けお知らせページ（横浜市ウェブサイト内）

横浜市のウェブサイトにて、各事業のご案内や新着情報等をまとめたページをご用意していますので、ぜひご活用ください。



## ◆Eメールでの申請書類等の提出方法

- 1 提出する書類をPDF形式にし、パスワードを設定する。  
※押印が必要な書類は紙で提出してください。
- 2 「書類をメールで送信すること」及び「パスワード」を、経済局商業振興課の担当者へ電話で連絡する（TEL 045-671-3488）。
- 3 提出する書類を添付したメールを経済局商業振興課に送信する。  
送信先：[ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp](mailto:ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp)  
※職員個人アドレスに送らないようお願いいたします。  
※パスワードはメール本文に記載しないようお願いいたします。

## ◆台風等により街路灯等に被害を受けた場合の対応について

悪天候により街路灯等の部品落下や漏電被害等、緊急を要する整備が発生した場合は、経済局商業振興課（045-671-3488）までお問合せください。整備費用の一部が補助金の対象となる場合がございます。

## ◆経済局 LINE

経済局では、横浜市 LINE 公式アカウントを活用して補助金募集やセミナー、イベント開催などの中小企業支援に関する情報を発信しています。

ぜひ、横浜市 LINE 公式アカウントを「友だち登録」していただき、メニューから「受信設定」をタップ→「ビジネス」を選択→「経営支援」を登録のうえ、ご活用ください。



## 商店街プレミアム付商品券支援事業

物価高騰等に直面する生活者を支援するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的として、商店会が主体となって発行する商品券事業に係る経費を補助します。

### 1 申請団体（補助対象者）

令和8年2月1日時点で横浜市内に存在する商店会、区商店街連合会（区商連）、市商店街総連合会（市商連）

### 2 補助対象経費

< 事業費 >

商品券のプレミアム分費用

< 事務費 >

- ・印刷費 ・広報宣伝費 ・委託料<sup>※</sup> ・手数料（電子商品券発行手数料など）
- ・人件費・謝金（有償ボランティアを含む） ・会場借上料
- ・リース・レンタル料（商品券事業の実施に必要な備品のリース費用など）
- ・消耗品費<sup>※</sup> ・保険料

※一部、補助対象額の上限が設けられています。

### 3 補助率及び補助額（上限）

- ・補助率：事業費 10/10、事務費 3/4
- ・補助額：下記のとおり

#### ■ 商店会商品券

（商店会が対象 ※複数商店会での共同実施も可）

利用店舗数	事業費	事務費
15～29 店舗	2,500 千円	500 千円
30～59 店舗	3,125 千円	600 千円
60～99 店舗	3,750 千円	750 千円
100 店舗～	7,500 千円	2,200 千円

#### ■ 中・広域商品券

（区商連又は市商連が対象 ※複数区商連での共同実施も可）

	事業費	事務費
市域全体	135,000 千円	39,600 千円
※1 区商連あたり	7,500 千円	2,200 千円

中・広域商品券とは：

区商連、複数の区商連もしくは市商連が実施する、紙の商品券 又は 電子商品券事業 です。

※1 区商連から実施可能です。

※商店会による「商店会商品券」と「中・広域商品券」の実施時期は、重複が可能です。（紙・電子問わず）

## 4 申請可能回数

商店会：商店会商品券を1回

※共同開催の場合は、参加した商店会も申請したものとみなします。

区商連・市商連：中・広域商品券を1回

※共同開催の場合は、参加した区商連も申請したものとみなします。

また、市商連が開催するものに参加する区商連も申請したものとみなします。

## 5 プレミアム率の設定

25%以内で設定してください。

## 6 購入上限額の設定

購入者一人当たりの購入上限額を、30,000円/人 以内で設定してください。

## 7 予算額

3億7,500万円 ※予算上限に達し次第、募集受付を終了します。

## 8 昨年度からの主な変更点

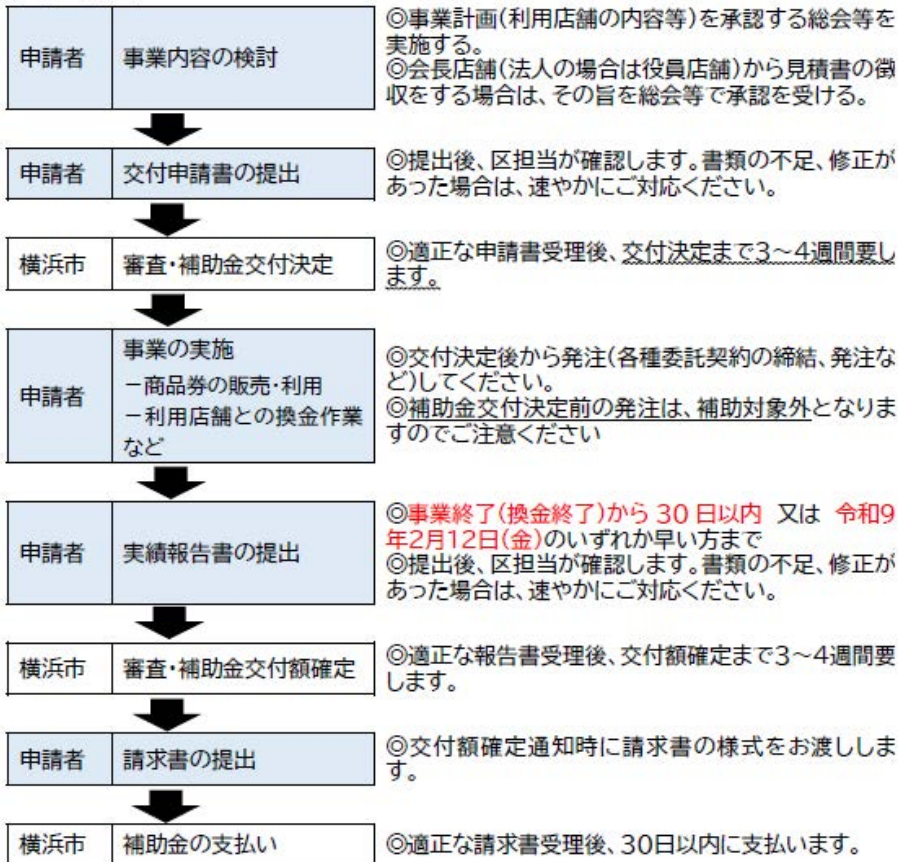
- ・商店会からの発注先を原則市内事業者のみとします（見積徴収先を含む）。
- ・申請に対して、実際の利用店舗数が大幅に少なかった場合、補助上限額が減額されることがあります。
- ・販売した商品券の未利用分の原資など、商品券を販売した際の売上や参加料等を収入として取り扱い、商品券事業での収入が支出を上回り収益が生じた場合は、補助金額を減額します。
- ・生活者支援を目的とした臨時交付金という趣旨を踏まえ、多くの方が購入いただけるよう、以下へのご協力をお願いします。
  - 商品券の販売金額をなるべく少額にしてください（例：1,000円や2,000円から購入できるようご配慮をお願いします）。
  - 幅広く広報をしてください（例：ちらし、自治会町内会回覧、SNS、地域コミュニティ紙等）。また、市ウェブサイトへの情報掲載が必須となります。
- ・申請にあたり、商店会は「脱炭素取組宣言」が必須となります。

## 9 実施した商店会からの声

- ・商品券をきっかけとした新規のお客様がその後リピートしてくださり、新たな顧客の獲得につながりました。
- ・物価高の時にお得に買い物ができるのはとても有難いと、商品券を利用したお客様からお声をいただきました。

## 10 申請手続きの流れ (申請受付：令和8年3月16日～)

《一連の流れ》



その他の補助要件や、申請に必要な手続き・書類等の詳細は「**募集・実施の手引き**」をご確認ください。実施にあたって、商店街が取り組んだ工夫なども掲載しています！



### 脱炭素取組宣言について

商店街や、商店街における個店の皆様が脱炭素化に取り組むスタート段階として、「こまめな消灯」「空調温度の適正化」などの身近な省エネ活動を含めた脱炭素化の取組を宣言する制度です。

- 当ガイドに掲載する補助金のご申請にあたっては、原則として脱炭素取組宣言を行っていただきます。

#### 宣言のメリット

- ・ロゴマークや店舗に提示できるステッカー等の利用
- ・市ウェブサイトで屋号や店舗などの事業者名の公表
- ・横浜市中心小企業融資制度の優遇
- ・脱炭素経営アドバイザーによる無料の個別支援
- ・LED照明や空調設備などの設備投資費用の補助
- ・脱炭素関連の補助金の情報提供
- ・総合評価落札方式での入札時の加点 など

お問合せ先  
脱炭素取組宣言について…中小企業振興課(671-4236)  
その他、商店街向け補助金申請に関すること…商業振興課(671-3488)

宣言はこちら



# 商店街にぎわい促進事業

商店街の来街促進につながる事業の経費を幅広く補助します。

## 1 令和7年度からの主な変更点

補助対象事業と補助対象期間について

- ・【サーキュラーエコノミー推進枠】（①「GREEN×EXPO 2027」広報ブース設置事業 ②サーキュラーエコノミー推進事業）を新設。それぞれ1回ずつ申請可能
- ・従来のにぎわい促進につながる事業は、事前申請、事後申請1回ずつ申請可能
- ・2月末までとしていた補助対象期間を、3月31日まで延長

補助対象経費について

- ・委託費：原則、市内事業者への発注のみ（事後申請を除く）
- ・景品費：横浜市関連施設の入場券は、3割上限の対象外
- ・飲料費：お弁当などの食糧は補助対象外
- ・予備費：物品購入予備費に変更
- ・物品購入費：販売物およびその材料（容器・食材等）の計上不可

## 2 申請団体

- ・商店会（複数の商店会が共同して事業を実施する場合、共同申請が可能）
- ・区商店街連合会

## 3 補助対象となる事業と申請区分

### 【にぎわい促進枠】

令和8年3月1日から令和9年3月31日までのイベントや広報活動等の事業

- (例)・福引セールや抽選会を目玉とした、ハロウィンイベントを開催
- ・商店街のイベントや加盟店舗を紹介する動画や公式ウェブサイトの作成
  - ・のぼりや情報誌又はイベント時等に着用する商店街ジャンパーの作成

※複数の事業をまとめて1回で申請することができます。

事前申請：実施期間が交付決定後から令和9年3月31日までの事業を申請

事後申請：開催期間が令和8年3月1日から5月31日までの事業を申請

※「実施期間」は、業者への発注を行う「準備期間」、実際にイベントや広報を行う「開催期間」、および経費の精算を行う「精算期間」に分かれます。

### 【サーキュラーエコノミー推進枠】<sup>New</sup>

令和8年8月1日以降に実施する以下の事業

#### ①「GREEN×EXPO 2027」広報ブース設置事業

商店街イベント時などに「GREEN×EXPO 2027」広報ブースを設置  
ブースとスタッフを手配し、商店会アンケートを実施してください。

(市職員または横浜市指定の委託業者と一緒にPRします)

※にぎわい促進枠に申請しているイベントにおいて、広報ブースを設置する場合も対象

#### ②サーキュラーエコノミー推進事業

資源を循環させる経済の仕組み（サーキュラーエコノミー）の推進を図る事業

(例)・環境にやさしい行動でスタンプを付与する商店街グリーンスタンプラリー

- ・商店街を季節の花で整備し、枯れた後に堆肥にする循環型フラワー花壇
- ・イベント実施に合わせて、使わない物品を持ち寄る商店街フリーマーケット

※複数の事業をまとめて1回で申請することができます。

## 4 補助率、補助限度額、申請回数

【にぎわい促進枠】 補助率：1/2（※定額支援有） 予算額：1億1,000万円

団体の会員店舗数	補助限度額	団体の会員店舗数	補助限度額
1～19 店舗	※55万円	150～199 店舗	550万円
20～49 店舗	70万円	200～299 店舗	770万円
50～99 店舗	110万円	300 店舗～	1100万円
100～149 店舗	220万円	各区商店街連合会	※110万円

※区商店街連合会で申請しても、同一区内商店会の申請回数、補助限度額は減りません。  
 ※複数商店会が共同申請する場合は、それぞれの会員店舗数を合計し補助限度額を算出します。

【サーキュラーエコノミー推進枠】 予算額：1,000万円

①「GREEN×EXPO 2027」広報ブース設置事業

補助限度額：イベント1件につき20万円

②サーキュラーエコノミー推進事業

補助限度額：100万円

①②共通

補助率：1/2（定額支援有）

### ○定額支援について

以下の補助対象者、補助対象事業については、補助対象経費の20万円まで10割の補助率で定額を支援します。20万円を超過した分は1/2の補助率となります。

【にぎわい促進枠】 会員店舗数1～19店舗の商店会・各区商店街連合会

【サーキュラーエコノミー推進枠】 全ての申請

※にぎわい促進枠の事後申請と事前申請の両方に定額支援を適用することは不可

※サーキュラーエコノミー推進枠において、①②の両方に定額支援を適用することは可能

### ○申請可能回数について

最大4回まで申請可能

【にぎわい促進枠】 事前申請1回、事後申請1回

【サーキュラーエコノミー推進枠】 ①1回、②1回

※令和7年度と異なり、事前申請2回という申請は不可

※にぎわい促進枠の事後申請と事前申請は、同一の商店会で構成されている必要があります。

## 5 補助対象経費

【にぎわい促進枠】 【サーキュラーエコノミー推進枠】 共通

経費区分	例
委託費	専門事業者が発注する業務 <b>※原則、市内事業者への発注のみ（事後申請を除く）</b> 例）商店街ジャンパー作成、チラシ等製作・印刷、ウェブサイト作成・管理委託、イベント保険、イベント運営委託 等
人件費	ステージ出演への謝金、イベントスタッフへの謝金 等
景品費 （上限有）	※1万円を超える景品は1万円まで補助対象 <b>※原則、補助対象経費全体の3割まで</b> ※横浜市関連施設の入場券は、3割上限の対象外 ※商店会以外が発行する金券や入場券は、金券類受払簿を提出

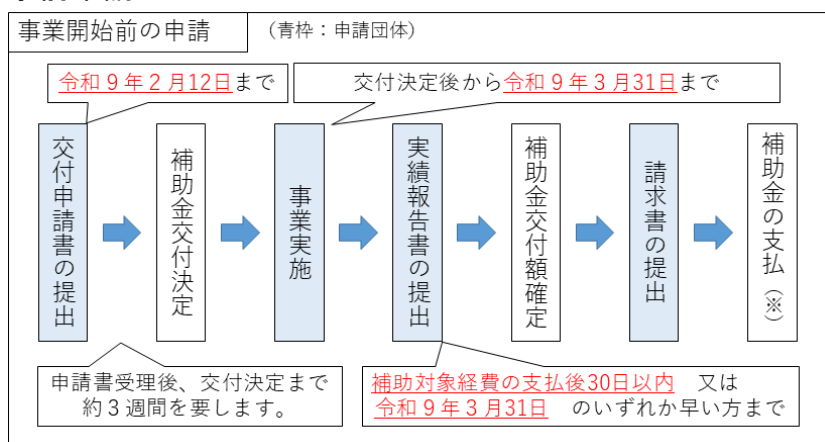
使用料	イベント会場の使用料、イベント出店料 等
物品購入費・ 物品購入予備費 (上限有)	ガムテープ、ボールペン、ゴミ袋 等 ※単価 2 万円を超える物品は補助対象外 ※申請時に物品購入予備費として、補助対象経費の 10%以下 かつ 5 万円まで計上可能 (見積書不要)
飲料費 (上限有)	イベント開催日の出演者・スタッフ用の飲料 ※単価 300 円以下。補助対象経費の 10%以下かつ 5 万円まで

※補助対象経費が重複しなければ、同一の事業に対して複数の補助金の併用が可能です。

## 6 申請手続きの流れと期限

### 【にぎわい促進枠】

#### ○事前申請



※補助金交付決定前の事業実施 (業者への発注を含む) は、補助対象外となります。

#### ○事後申請

令和8年3月1日から5月31日までに開催した事業を、**6月30日**までに申請

※実際にイベントや広報を行う「開催期間」が令和8年3月1日から5月31日までに含まれていれば、業者への発注を行う「準備期間」が2月になっても、経費の精算を行う「精算期間」が6月になっても問題ありません。

### 【サーキュラーエコノミー推進枠】

令和8年8月1日以降に実施する事業について、**6月30日**までに申請

※予算を超過した場合は、①「GREEN×EXPO 2027」広報ブース設置事業を優先で按分します。  
※申請期限終了時点で予算上限に達しない場合は、追加で申請を受け付けます。

## 7 令和7年度に申請した商店会の声

### (商店会の声)

- ・イベントの準備や運営等、商店会で一丸となって実施でき、会員同士の結束がより深まりました。
- ・出店した会員店舗は売上につながり、新たな客層を得る機会も提供できました。

### (会員店舗の声)

- ・公式LINEやInstagramで配信されている店舗動画を見て、店舗や商品に魅力を感じ、来店されるお客様が増えている。
- ・初来店のお客様が多く、お店を知ってもらえて良かった。

### (来街者の声)

- ・「毎年ここの商店街の夏まつりに来て夏が始まる。」という声を多々頂きました。
- ・身近な地域でイベントがあると、にぎやかでうれしい。

---

# 補助金を適正に活用していただくために

---

各補助金の趣旨をご理解のうえ、適正にご活用いただくことをお願いしております。商店街の皆様安心して補助金をご活用いただくために、今年度の事業実施および申請手続きの参考としてください。

## 1 補助金の基本的な考え方

---

補助金の活用にあたっては、次の点を必ず守ってください。

- 原則、交付決定通知を受けた後に発注・支出した経費のみが補助対象となります。
  - 適正価格かつ補助事業実施に直接必要な経費のみが対象となります。
  - 実績報告の際に、実施したことを証する資料の提出が必要です。
  - 経費の支出については、領収書・契約書等の書類の提出が必要です。
  - 申請内容から変更が生じる場合は、必ず事前に承認を受けてください。
- これらの要件を満たさない場合、補助対象外と判断されることがあります。

## 2 不適切と疑われる事例

---

- 交付決定前に発注・支出した経費を申請 → 交付決定前の発注・支出は原則、補助対象外です。
  - 事業に関係のない経費を計上 → 事業目的と無関係な経費は対象外です。
  - 実際と異なる内容で経費を申請 → 虚偽申請は不正受給です。
- 事例① 明らかに適正ではないと思われる価格で発注していた。  
事例② 会長の一存で関連事業者へ発注していた。  
事例③ プレミアム付商品券の利用実績が極端に偏っている。  
事例④ 未実施の経費を委託会社と共謀して申請していた。

## 3 不適切な処理が行われた場合の対応について

---

補助金の不適切な処理が確認された場合、補助金規則に基づき、内容に応じて以下の対応が行われます。

- 商店会役員や会員、事業者へのヒアリング調査等
- 補助金の全額または一部返還
- 次年度以降の補助金交付の停止
- 悪質な場合は、関係法令に基づく対応

適正な申請および執行を行うことが、商店街の皆様ご自身を守ることもつながります。

## 4 事前相談のお願い

---

補助金の取扱いや経費の可否について、判断に迷う場合、申請内容に変更が生じる場合、想定外の支出が発生した場合などは必ず事前に商業振興課までご相談ください。

事前にご相談いただくことで、不適切な処理のリスクを防ぐことができます！

# 商店街原動力強化支援事業

## 商店街伴走支援

商店街と地域とのつながりの強化、組織体制の強化、担い手不足、デジタル活用など、様々な課題を持つ商店街に対し、伴走支援を行う専門家を派遣します。

### 1 申込対象

商店会、各区商店街連合会

### 2 活用事例



イベントの実施や事務を担ってくれる人が居なくて困っている…

商店街活動に協力的な地域に根差した人材の掘り起こしや、会員の参画を促し、新しいメンバーが会運営やイベントに関わってくれるようになりました。



新規出店者がなかなか会員になってくれない…  
会の活動内容や存在意義が伝わっていないのかな？

空き店舗を減らしたいけど、何をしたらいいのか…

地元の不動産事業者と連携し、加盟促進のリーフレットを空き店舗物件紹介の際に配布を依頼し、新規出店者の加盟に繋がりました。

商店街加盟のメリットを洗い出し、新規出店を検討している人に向けてウェブサイトに出店メリットを掲載することで、効果的に出店者の誘致ができるようになりました。

スマートフォンを使って会員同士の情報共有ができると聞いたけど、どうやればいいのか？

アプリを使ってやりたい情報共有の内容を専門家がヒアリングし、適したアプリを紹介しました。会員が集まり、専門家と一緒にアカウント作成をして使用方法を学べる講座を開き、実際に運用できるようになりました。



### 3 支援の概要

---

専門家派遣費用は無料です。

※派遣する専門家についてお知りになりたい場合は、お問い合わせください。

- ・月1回程度（1回あたり1時間から。以降は30分ごとに対応可、最長2時間）※商店街の状況により異なります。
- ・商店街に専門家が訪問して状況を聞き取り、課題を洗い出します。その後、専門家から取組の提案や実現までのロードマップをお示しし、取組の進捗確認とアドバイスをを行います。
- ・特定の作業に専念するような内容は、派遣対象外です。

#### 当事業を活用いただいた商店街の声

- ・専門家の客観的な視点で商店会の課題を指摘いただき、気づきがあった。改善点を提案していただくことで、商店会運営の刺激になった。
- ・イベントの企画で孤軍奮闘している中、専門家から毎月計画的にアドバイスをいただくことで、準備を進めていくことが出来て心強かった。

### 4 申込期限

---

**令和8年7月31日（金）**（申込期限にかかわらず随時ご相談ください）

<申込に伴う注意事項>

本事業は、民間の専門家等を派遣し、専門的見地から助言を行うことにより課題の解決を図るものです。そのため、事業又は業務の請負・委託、顧問あるいは同等の関係として商店街運営に関わることはできません。

### 5 申込方法

---

申込用紙に必要事項をご記入いただき、FAX 又はメールにてお申し込みください。

※申込用紙は本市ウェブサイト公開します。商業振興課にお電話等でご連絡いただいても結構です。

※申込受付後、専門家派遣の日程調整等について横浜市から連絡します。

# 商店街活性化イベント助成事業

魅力ある商店街づくりや商店街の活性化を図ることを目的として商店会等が実施するイベントにかかる経費を補助します。

※申請は各区の地域振興課で受け付けます。

## 1 申請対象

単一商店会、同一区内の複数の商店会等で組織する団体、区商店街連合会  
※すでに実施したイベントも申請可能です。

(令和8年4月1日以降に実施したイベントに限ります。)

※市内他区に立地する2以上の商店会等との共同実施の場合は、「商店街にぎわい促進事業」(4ページ参照)で申請が可能です。

## 2 活用事例

- 商店街祭り、朝市・マルシェの実施、スタンプラリーイベント
- スポーツ大会、イルミネーション装飾

## 3 補助率・補助限度額、補助対象経費及び申請期限等

各区の地域振興課において、補助内容の詳細や申請手続等を定めています。  
各地域振興課の連絡先は22ページをご参照ください。

### <留意事項>

予算に限りがあります。補助申請額が各区の予算額を超える場合、補助できない場合があります。「商店街にぎわい促進事業」の活用もご検討ください。

### <横浜市ウェブサイトへの掲載について>

申請いただいたイベントの情報は原則として、横浜市ウェブサイト「商店街イベント情報」に掲載させていただきます。掲載にあたっては、商業振興課から別途ご連絡します。

### 令和8年度予算額について

今年度は、令和7年度と同額の予算を、経済局から各区へ配分しています。  
予算の都合上、新規の案件などは申請できない場合があります。  
その場合は、商店会・区商店街連合会のイベントについては、商店街にぎわい促進事業(4ページ)の活用をご検討ください。

# 安全・安心な商店街づくり事業

商店街の街路灯の電気・ガス料金を補助します。

## 1 申請対象

商店会

<補助を受けるための主な条件>

- (1) 商店街街路灯の維持管理及び店舗閉店後の点灯(12月末日まで継続実施)
- (2) 防犯パトロールを補助対象期間内に規定回数以上実施
- (3) 補助対象期間の電気・ガス料金の領収証等又は支払証明書の写しがあること

補助対象期間	令和8年1月分から12月分まで
対象となる照明機器	街路灯やアーケード、アーチ等、 防犯の役割を果たす照明機器

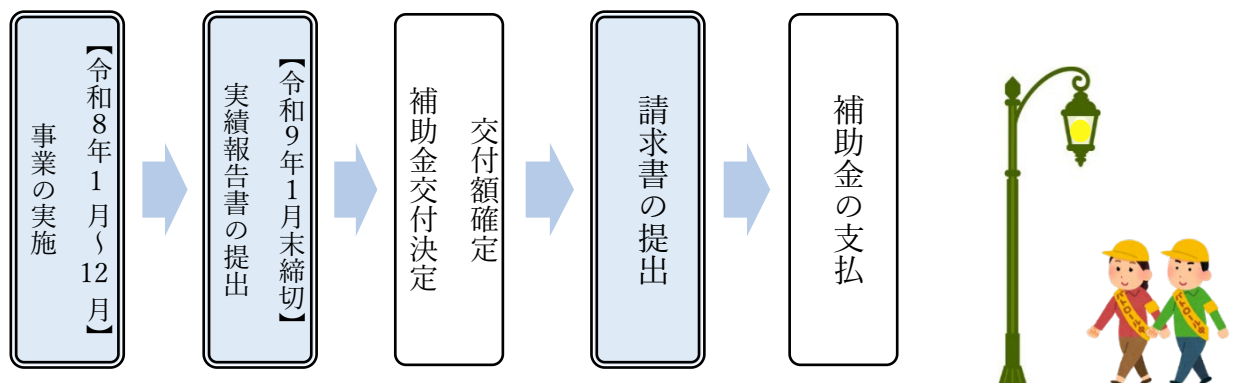
## 2 補助率及び補助限度額

補助率	1/2	補助限度額	50万円
-----	-----	-------	------

## 3 申請期限

令和9年1月29日(金)

## 4 申請手続きの流れ (二重枠:申請者)



## 5 留意事項

- (1) 1年分(1月~12月)の領収証は、捨てずに必ず保管しておいてください。  
領収証がない場合、補助金をお支払いできない場合があります。
- (2) 支払い証明書は東京電力エナジーパートナー株式会社等で発行してありますが、1年前の支払証明書の発行ができない場合があります。
- (3) 防犯パトロールは、必ず規定回数以上実施してください。



LED街路灯へ交換しても契約容量を変更しなければ電気代は下がる場合があります。工事と契約変更を必ずセットで確認することが重要です。

# 商店街が行う施設整備等への支援

## 1 申請対象

商店会

※任意の商店街団体の場合、権利能力なき社団の要件を満たしている必要があります。

## 2 補助内容・補助対象・補助率及び補助限度額

(1) 商店街が行う街路灯や防犯カメラ等の整備や施設の安全点検等の経費を補助します。

(主な補助対象)

分野	補助対象		補助率	補助限度額※3	
				計画認定あり※2	計画認定なし
防犯	街路灯	① 新 設	30%	「400万円」又は「17万円/基×基数」の合計額の安価な方	「100万円」又は「17万円/基×基数」の合計額の安価な方
		② 修 繕 ※1 (ランプ交換含む)	50%	「400万円」又は「10万円/基×基数」の合計額の安価な方	「100万円」又は「10万円/基×基数」の合計額の安価な方
	防犯カメラ			「400万円」又は「25万円/台×台数」の合計額の安価な方	「100万円」又は「25万円/台×台数」の合計額の安価な方
防災	AED、防災等関連備品		50%		50万円
	防災等関連施設			400万円	100万円
集客	アーケード アーチ 片アーチ	① 新 設	30%	400万円	
		② 修 繕 ※1 (ランプ交換含む)	50%		100万円
	サイン施設、フラッグ掲出用ポール、Wi-Fi設備、放送設備				
	加圧式ミスト装置			100万円	
その他	施設の安全点検 (調査)		50%	200万円	100万円

※1 「修繕」とは、設置当初より性能や機能を向上させることや、経年劣化や事故等により破損した施設を危険性のなくなる状態にまで復旧することを指します。

「ランプ交換」は「修繕」に含みます。

※2 施設整備実施の前年度に、計画認定申請が必要です。

※3 1商店会あたりの1年間の補助限度額は800万円です。

この800万円には「計画認定なし」の1年間の補助限度額200万円を含みます。

\* 補助金の交付決定前の工事契約は補助対象外です。

(2) 商店街が行う街路灯等の撤去の経費を補助します。

(主な補助対象)

補助対象	補助率	補助限度額※6	
		計画認定あり※5	計画認定なし
街路灯	50% ※4	400万円	100万円
アーケード、アーチ、片アーチ	50%	400万円	100万円
その他商店会に係る設備、施設		200万円	

※4 街路灯については、下記1～4の条件をすべて満たす場合は、補助率が90%となります。

1. 商店会員数が20以下であること（令和8年4月1日現在の会員数を基準とする）。
2. 所有する街路灯の基数が商店会員数の4倍以上であること。
3. 街路灯を撤去し、所有する街路灯の基数を商店会員数の同数以下とすること。
4. 撤去事業実施の前年度に計画認定されていること。

※5 施設撤去実施の前年度に、計画認定申請が必要です。ただし、商店会の解散に向けた撤去の場合は計画認定申請を省略することができます。

※6 1商店会あたりの1年間の補助限度額は400万円です。

\*補助金の交付決定前の工事契約は補助対象外です。

(3) 災害や事故等によって被害を受けた街路灯等の整備や撤去の経費を補助します。

補助対象	補助率	補助限度額※7	
		計画認定あり	計画認定なし
新設（建替え）、修繕	50%		400万円
撤去			400万円

※7 1商店会あたりの補助限度額は800万円です。

\*災害等緊急対応や整備の緊急性のあるものについては、まずは商業振興課(045-671-3488)までお問い合わせください。

### 3 申請期限

- 整備計画認定申請書の提出 : **令和8年7月31日（金）** ※令和9年度に実施する事業
- 補助金交付申請書の提出
  - ・前年度計画認定を受けた事業 : **令和8年7月31日（金）**
  - ・計画認定申請書の提出を省略できる事業 : **令和8年11月30日（月）**

※災害等緊急対応や整備の緊急性のあるものについては、申請期限にかかわらず商業振興課(045-671-3488)までお問い合わせください。



## 持続的に商店街活動を続けるために 街路灯を一部撤去した商店街の事例をご紹介します



お話を伺った方:あざみ野商店会協同組合 専務理事 山崎様  
(会員数 92 名(賛助会員 24 名含む))



あざみ野商店会(協)の街路灯

Q あざみ野商店会協同組合の取組内容を教えてください

→毎年、街路灯を約3基ずつ撤去しています。

平成29年(撤去前) 136基 → 令和7年 109基

撤去の対象となる街路灯は、倒壊の危険性が高いものや、明るい場所に設置されたものから優先的に行っています。将来的に何基まで減らすかは検討中ですが、商店街区域の明るさや会員数、資産状況など総合的に見ながら決めたいと考えています。

Q 街路灯の計画的な撤去到った経緯を教えてください

→当商店会では、街路灯設置から30年以上の年月が経過し、老朽化が進んでいたため、安全性が懸念されていました。また、会員数を大幅に超える基数の街路灯を保有していたことから、撤去することとなりました。

Q 修繕ではなく、撤去を決断した理由を教えてください

→設置当時に比べると、会員数が減少しているため、理事会等で協議を重ねた結果、当初の街路灯数を維持し続けることは、困難であると判断しました。また、駅周辺やコンビニ付近は夜間でも十分な明るさがあるため、防犯面も問題ないと考えました。現在、危険性の高い街路灯は撤去し終えましたので、今後は修繕も行いたいと考えています。

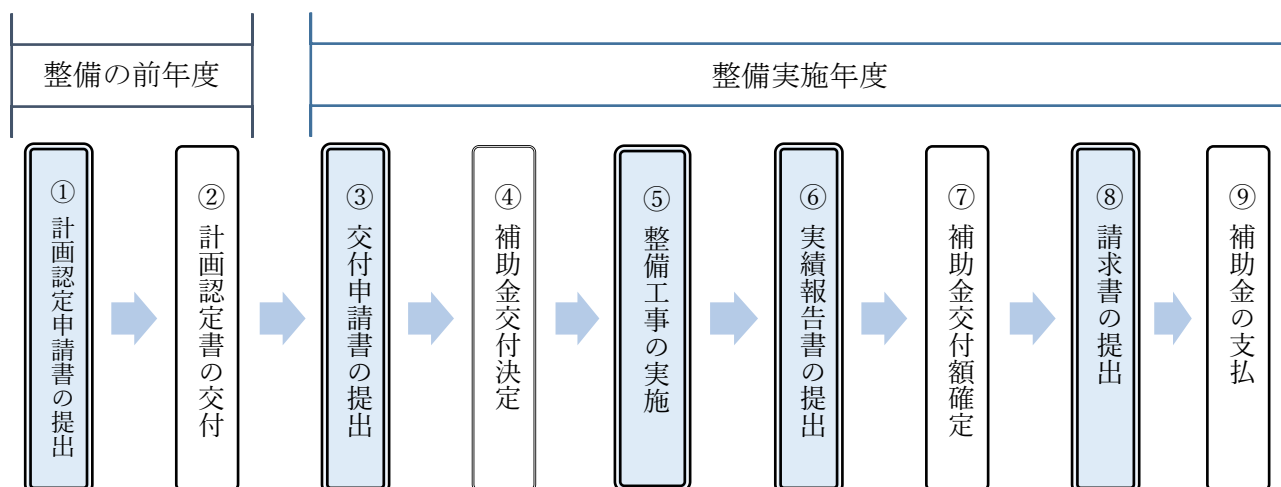
Q 実施してよかったと感じたことはありますか。

→電気代等の維持管理費を大幅に削減できたことです。これまで維持管理費に充てていた会費をイベント等の予算にも活用できるようになりました。お客様が楽しみながら、安心してお買い物できることが一番ですので、商店会としての責務を果たせたこともよかったと感じています。

作成日:令和7年1月

街路灯を撤去する場合も補助金が活用できます。  
詳しくは経済局商業振興課(671-3488)へご相談ください!

#### 4 申請手続きの流れ（二重枠：申請者） \* 計画認定なしの場合は③から実施。



#### 5 留意事項

1	契約金額が100万円以上と見込まれる場合は、2者以上の市内事業者からの見積書の徴収または入札が必須です。（計画認定申請時は不要）		
	区 分	事業費等の総額	入札等の取り扱い方法
	工 事	1 億円以上	原則、一般競争入札
		1,000 万円以上 1 億円未満	8者以上の指名競争入札又は5者以上の見積合せ
		1,000 万円未満	2者以上の見積合せ
物品購入 委 託	1,000 万円以上	5者以上の指名競争入札又は3者以上の見積合せ	
	1,000 万円未満	2者以上の見積合せ	
※市内事業者であることを証するため、「横浜市工事請負等入札参加資格のある業者であることを証する資料又は履歴事項全部証明書の写し（個人事業主の場合は住民票の写し）」の添付が必要です。			
2	税込事業費で補助金を申請することは可能ですが、事業完了後に消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市に報告してください。		
3	任意商店街については、施設の管理上の責任を軽減し、商店街組織全体で分担できるように、財産管理や組織運営等について規約で定められていることが条件となります。そのため、規約の改正が必要となる場合があります。		
4	本事業で整備した施設は、商店街の所有となり、維持管理や最終的な撤去の責任も商店街が負うこととなります。施設の整備にあたっては、 <u>将来の維持管理・撤去にかかる経費も十分ご検討の上、必要な施設の数量を計画してください。</u>		
5	本事業で施設を整備した場合、当該施設の保管状況等が記載された台帳の写しの提出が必要となります。		
6	公道上に施設等を整備する場合には、道路管理者等へ必要な手続きを行ってください。なお、民地の場合、土地所有者の承諾が必要となります。		
7	補助金を使用して設置、修繕等したものは、処分制限期間中には撤去できません。		
8	商店街を解散される場合には、アーチや街路灯等これまでに整備した商店街設備を撤去していただくこととなります。お早めに経済局商業振興課の担当までご相談ください。		

# 商店街空き店舗開業支援事業

商店街の空き店舗で、条件を満たして開業する方に対し、開業にかかる経費を補助します。併せて、専門家による開業後の経営相談を実施し、事業継続を支援します。

## 1 申請対象

商店会が希望する業種及び営業時間で開業する、個人・中小企業・商店会・各種団体（社会福祉法人、NPO 法人等）

<補助を受けるための主な条件>

当該年度に店舗を賃借して事業を開始し、次のいずれかを満たす方

- (1) (公財) 横浜企業経営支援財団の実施する「ワンストップ経営相談」を利用し、事業計画を策定した者
  - (2) 「横浜市特定創業支援等事業」により支援を受けたことを証する者
  - (3) 下記の条件のいずれかを満たす方
    - ア (公財) 横浜企業経営支援財団の「横浜ビジネスグランプリ 2025」のファイナルに選出されたプランで開業する者
    - イ 横浜市都市整備局の「ヨコハマ市民まち普請事業」の2次コンテストで選考された整備助成対象提案で開業する者
- ※その他、1年以上継続して事業を行うことや、開業エリアの商店会に加盟することなどの、要件を満たす必要があります。

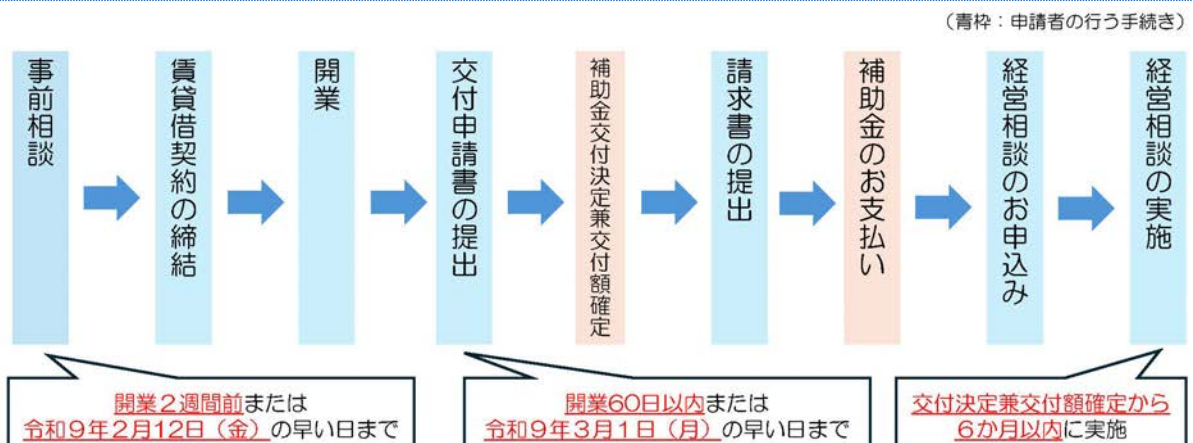
## 2 補助対象経費

- (1) 店舗賃貸借契約書で定められている初期費用（前払い家賃、礼金等）
  - (2) 賃貸借契約日から申請日までに支払った家賃 ※ (1) と重複する経費は除く。
- ※補助対象外経費…店舗賃貸借契約書で定められている初期費用のうち償還されるもの、仲介手数料、消費税及び地方消費税、商店会への会費・入会費、振込手数料、賃貸借契約書に定めのない経費

## 3 補助率及び補助限度額

補助率	補助限度額
2 / 3	50 万円

## 4 申請の流れ



## 5 申請期限

令和9年3月1日(月)

※予算の上限に達し次第、受付終了します。

※開業2週間前(令和9年2月12日(金))までに  
市庁舎にて事前相談を行います。

申請を検討される方は、下記のいずれかの方法でご連絡ください。

ご連絡いただいたのち、事前相談の調整を行います。

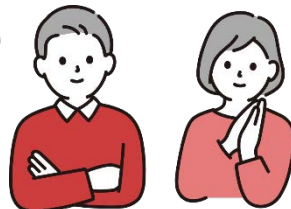
- ①事前相談フォームにて開業に関する情報を入力し、送信
- ②空き店舗開業助成事業事前チェックシートに必要事項を記載し、  
ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp へ提出
- ③商業振興課へお電話等でご連絡(045-671-3488)



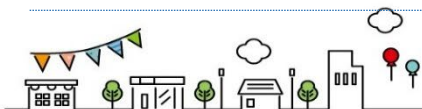
事前相談  
申込フォーム

## 6 商店会の声

開業を検討している方に補助金制度を紹介したところ、商店会会員になってくれました。



開業した方が商店街活動に熱心で、他の会員にも良い影響を与えてくれています。



### その他、個店の方へ向けた支援メニュー



#### 繁盛店づくり支援事業

市内の大型店等の商業施設やイベント等と連携し、商店街店舗が出店を通して魅力的な商品をPRし、新たな顧客を獲得する場を作るとともに、販売ノウハウを学ぶ機会を提供します。



#### 専門家派遣による経営相談事業((公財)横浜企業経営支援財団※)

IDEC 横浜の専門家が皆さまの店舗や事務所等にお伺いし、経営に関する課題やお困りごとについて相談をお受けします。

※市内中小企業の経営支援を行う横浜市の外郭団体。通称名：IDEC 横浜

#### 横浜市省エネ診断支援補助金(中小企業振興課)

横浜市が定める、経済産業省が実施する省エネルギー診断を受診した中小企業者等に対し、省エネルギー診断の受診費用のうち、事業者の皆さまの自己負担分を補助します。



#### カーボンニュートラル設備投資助成事業(ものづくり支援課)

中小企業(個人事業主含む)のエネルギー価格高騰対策及び脱炭素化を支援するため、LED照明設備をはじめとする省エネルギー化に資する設備と太陽光発電設備の導入に係る費用を助成します。(令和8年5月以降募集予定)

#### 中小企業融資制度(金融課)

小規模企業者が事業資金を取扱金融機関から原則無担保で借り入れできる「小規模企業特別資金」、設備更新に利用できる「設備更新資金」などをご用意しています。横浜市が借入時の信用保証料を一部助成します。さらに、「脱炭素取組宣言」を要件に、信用保証料を追加で助成します。



# 小規模事業者店舗改修助成事業

小規模事業者が業務改善のために行う店舗改修経費を補助します。

## 1 申請対象

- 店舗が横浜市内にある小規模事業者（個人事業主を含む）
- 店舗改修によって業務改善が見込まれること
- 横浜市内の同一店舗で同一事業を1年以上営むもの

## 2 補助率・補助限度額・補助対象経費

助成対象事業	助成率	助成限度額※
店舗改修工事	1 / 2	20万円または30万円

※申請の条件を満たして、商店会からの推薦がある場合は30万円

推薦例：店舗に来店されることで、商店街全体の集客力向上が見込める。

魅力的な店舗の創出により、幅広い年代の方に足を運んでいただけるようになる

対象となる経費	<p>※店舗を改修することによって業務改善が見込まれる経費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・店舗改修経費</li><li>・改修に伴う備品購入費（使用目的が限定され、店舗内据置又は容易に持ち運びができない備品、機械装置等）</li><li>・改修に伴う廃材処分費（改修で直接出た廃材等の処分費等）</li></ul>
対象とならない経費の例	<ul style="list-style-type: none"><li>・増築工事（建物の面積が増えるもの）、改築工事（耐震強度増加）等に要する経費</li><li>・改修工事に付属しない消耗品費等（椅子等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの）</li><li>・（処分を行う際に発生する）公的機関等に対する申請料・手数料等</li><li>・老朽化や故障による、エアコンや冷蔵庫などの機器の買い替え</li></ul>

## 3 申請期限

令和8年11月30日（月）

※予算の上限に達し次第、受付終了します。

※申請にあたっては、必ず市ウェブサイトで詳細をご確認ください。

※申請前に事前相談を行います。

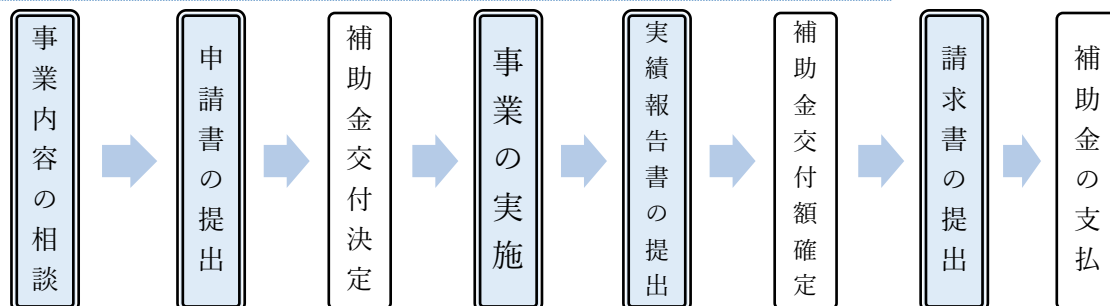
申請を検討される方は、下記のいずれかの方法でご連絡ください。

- ① 事前相談フォームに必要事項を入力し、送信
- ② メール（メールアドレス：ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp）
- ③ 商業振興課へお電話等でご連絡（045-671-3488）



「小規模事業者店舗改修助成金事前相談」フォーム

## 4 申請手続きの流れ（二重枠：申請者）



## 活用例



腰の悪い方向けに座敷から掘りごたつに改修



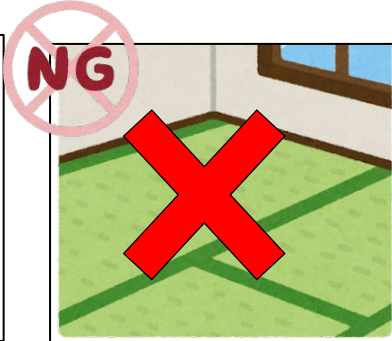
高齢者でも使えるようにトイレを洋式に改修



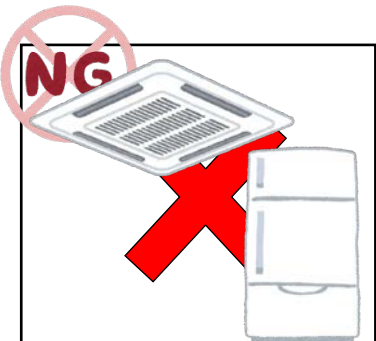
相談カウンターを整備



高齢者が入店しやすいよう、バリアフリーに改修



【対象外の例】古い畳を新しく取り換える



【対象外の例】エアコンや冷蔵庫の買い替え

## 4 店舗の声

- 歯科医院：トイレ前の段差が高齢患者のつまずきにつながっていましたが、今回のバリアフリー化工事により安全性が大幅に向上し、患者の皆様安心してご利用いただける環境を整えることができました。
- 洋菓子店：改修により新たに店頭販売スペースを設置したことで、実際に店頭販売を開始し、新たな売上を生み出すことができました。単なる設備整備にとどまらず、商店街における販売機会の拡大や、来街者との新たな接点づくりにもつながりました。
- 飲食店：改修工事によって座席数が16席から21席へと増加しました。これにより、これまで満席でお断りしていたお客様をご案内できるようになり、機会損失が減少し、結果として、売上向上にも寄与しました。

～お店の“これから”を、今のうちから少しずつ考えてみませんか？～

### 事業承継専門相談窓口（（公財）横浜企業経営支援財団）

大切なお店だからこそ、将来を考えることが今後の安心につながります。

IDEC 横浜では、事業承継の準備からお悩みごとの整理まで

専門家が丁寧にサポートします。

ぜひお気軽にご相談ください。



# 商店街の情報発信

## 1 商店街イベント等の広報

商業振興課では商店街の活性化のため、商店会等が開催するイベントやプレミアム付商品券の販売情報などを横浜市ウェブサイトなどに掲載し、広報を支援します。



ウェブサイトには過去に実施された商店街イベントも多数掲載しています。  
ぜひチェックしてみてください！



商店街イベント情報 横浜市

検索

### <掲載依頼方法はたったこれだけ！>

イベント実施の1週間前までに、各商店会等が作成したチラシやポスターの画像データを、各区担当者へ送付してください。 ※補助金の申請有無は問いません

掲載先：

- ・横浜市経済局のウェブサイト
- ・各区役所の SNS
- ・子育て応援アプリ「パマトコ」イベント情報 ※子ども向けイベント

## 2 回覧板アプリの活用

各区商連及び各商店街にお送りしている、横浜市からのお知らせ等について、スマートフォンで受け取れる「回覧板アプリ」での配信も行っています。アプリを活用することで、素早い情報の受け取りや、役員間での一斉の情報共有が可能です。

また、災害時には「回覧板アプリ」を活用して、商店街の被害状況を確認させていただきます。ぜひご登録くださいますようお願いいたします。

### <登録方法>

アプリのダウンロード後に商業振興課へご連絡ください。(23 ページ)  
ログインに必要な情報(商店街ナンバーやパスワード)をお伝えします。

Android 用  
ダウンロード



iPhone 用  
ダウンロード



# 商店街街路灯へのバナーフラッグの掲出について

バナーフラッグの内容に応じて、掲出手続きや手数料が変わります。

掲出内容		商店街の広告※1	有料広告※2	市の主催・共催・後援事業
申請内容と申請先	道路占用許可 各区土木事務所	申請：不要 ※一部でも有料広告も掲出面を占める場合は、有料広告の扱い。	申請：要 (3か月毎に申請) 占用料 310円/㎡・月	申請：要 (3か月毎に申請) ※所管の区局名が掲出面に印字されていること 占用料 主催共催：免除 後援：50%減額(750円)
	道路使用許可 各所轄警察署	不要	申請：要 (3か月毎に申請) 手数料：1件2000円	申請：要 手数料：免除 ※国または地方公共団体が申請者の場合
	屋外広告物 設置許可 都市整備局 景観調整課	不要	申請：要 1張200円/3か月 (3か月毎に申請)	申請先と相談
共通の注意事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店会が維持管理する街路灯であること(道路区域内の場合は道路占用許可を受けている街路灯であること)</li> <li>・街路灯にフラッグ掲出用ポールが設置されていること(旗差しは不可)</li> <li>・路面からフラッグ下端まで、一定の高さが確保できること ⇒車道の場合は4.5m以上 ⇒歩道の場合は2.5m以上(車道と分離されている場合)</li> </ul>		

※1 掲出面の60%以上を商店街名・通りの名称としてください。また、広告収入を商店街街路灯の維持管理費等に充当することを目的としておりますので、無料で商店街以外の広告を掲出することはできません。

※2 有料広告の撤去後、収支決算書を経済局商業振興課にご提出ください。また、掲出にあたっては「商店街街路灯への有料広告物掲出に係る横浜市版ガイドライン」(以下、「ガイドライン」)を順守していただきます。

## ～広告フラッグの掲出に必要な、 フラッグ掲出用ポールの設置・交換をお考えの商店会の皆様へ～

街路灯へのフラッグ掲出用ポールを整備(設置・交換等)する際の費用の一部を補助しています。(設置工事を実施する前年度に「計画認定」が必要です。詳細はP.12)

### <概要>

【補助率】 50%      【補助限度額】 400万円      【最低事業費】 3万円  
【申請期限】 令和8年7月31日(金)まで

### <補助対象経費>

・フラッグ掲出用ポールの設置に要する費用(設置工事費等)

### <補助を受けるための主な条件>

・商店会が所有、維持管理する街路灯であること  
・フラッグ掲出用ポール設置後、街路灯の道路占用(変更)許可を受けること。  
・フラッグを掲出できる高さに設置すること など

※ 詳しくは、経済局商業振興課までお問い合わせください。

## 行政機関等の紹介

### 横浜市 各区地域振興課

区名	電話	区名	電話	区名	電話
鶴見	510-1687	保土ヶ谷	334-6302	青葉	978-2291
神奈川	411-7086	旭	954-6091	都筑	948-2231
西	320-8386	磯子	750-2391	戸塚	866-8411
中	224-8131	金沢	788-7802	栄	894-8391
南	341-1235	港北	540-2234	泉	800-2391
港南	847-8391	緑	930-2232	瀬谷	367-5691

### 横浜市 各区土木事務所

区名	電話	区名	電話	区名	電話
鶴見	510-1669	保土ヶ谷	331-4445	青葉	971-2300
神奈川	491-3363	旭	953-8801	都筑	942-0606
西	242-1313	磯子	761-0081	戸塚	881-1621
中	641-7681	金沢	781-2511	栄	895-1411
南	341-1106	港北	531-7361	泉	800-2532
港南	843-3711	緑	981-2100	瀬谷	364-1105

### 一般社団法人 横浜市商店街総連合会

横浜市中区蓬莱町 2-4-1-5 階  
電話：045-250-6613



### 公益社団法人 商連かながわ

横浜市中区尾上町 5-80  
中小企業センター 3 階  
電話：045-633-5184



### 神奈川県

横浜市中区日本大通 1  
電話：045-210-1111 (代表)



### 中小企業庁

東京都千代田区霞が関  
1-3-1  
電話：03-3501-1511 (代表)



### 公益財団法人 横浜企業経営支援財団 (IDEC横浜)

横浜市中区日本大通 11 番地 横浜情報文化センター7 階  
電話：045-225-3700 (代表)



## 横浜市経済局商業振興課のご案内

ご来庁時は、市庁舎3階受付にて入館証を受取後、31階南側の受付用電話で担当職員をお呼び出しくさせていただきますようお願いいたします。



### <アクセス>

・みなとみらい線「馬車道」駅下車、1C出入口直結

・JR「桜木町」駅下車、「新南口(市役所口)」から約200メートル、徒歩約3分

・市営地下鉄「桜木町」駅下車、「1口」から約200メートル、徒歩約3分



市庁舎所在地：〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話番号：045-671-3488

FAX番号：045-664-9533

Eメール：[ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp](mailto:ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp)